

別添5:指定管理者基本協定書(案)

宮崎市橿地区交流センター整備運営事業
指定管理者基本協定書
(案)

宮崎市

令和6年10月7日

宮崎市橿地区交流センターの管理運営に関する基本協定書（案）

宮崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、宮崎市橿地区交流センター（以下「橿地区交流センター」という。）の管理運営について、宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宮崎市条例第1号）第6条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮崎市交流センター条例（平成8年宮崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条の規定により指定管理者に指定された乙が、橿地区交流センターの管理運営を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定により、次に掲げる橿地区交流センターの管理運営に係る業務（以下「管理業務」という。）を乙に行わせる。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
 - (2) 橿地区交流センターの使用の許可に関する業務
 - (3) 橿地区交流センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、橿地区交流センターの設置目的を達成するために必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記〇宮崎市橿地区交流センター整備運営事業要求水準書「第4 維持管理・運営業務に係る要求水準」に定めるとおりとする。

（管理業務の実施方法等）

第3条 乙は、この協定のほか関係法令、提出した事業計画書及び甲の指示に従って管理業務を実施するとともに、善良なる管理者の注意をもって橿地区交流センターを常に良好な状態に管理する義務を負う。

（管理物件）

第4条 乙が管理する建物、工作物等（以下「管理物件」という。）は、市の直営部分を除き、甲が別に示す橿地区交流センターの公有財産台帳のとおりとする。

（指定期間等）

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和10年1月〇日から令和20年3月31日までとする。

- 2 管理業務に係る事業年度（以下「年度」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、令和9年度は、令和10年1月〇日から令和10年3月31日までとする。

（指定管理料）

第6条 甲は、管理業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定期間中の指定管理料の額の上限は、〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇を含む。）とし、各年度の指定管理料の額及び支払いに関しては、別途定める宮崎市橿地区交流センターの管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）によるものとする。

（指定管理料の額の変更）

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別の事情が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

（リスク分担）

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記○リスク分担表に定めるとおりとする。

- 2 甲は、前項のリスク分担において乙が負担すべき事項について、甲が特別の事情があると認めるときは、その一部を免除することができるものとする。

(目的外使用の禁止)

第9条 乙は、橿地区交流センターをこの協定による管理運営の目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(管理物件の現状変更)

第10条 乙は、管理物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(管理物件の滅失又は損傷)

第11条 乙は、管理物件が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 乙は、管理物件の滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき理由により生じたときは、乙の負担において当該管理物件を原状に回復しなければならない。
- 3 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状回復の義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲が要した費用を負担しなければならない。

(備品の管理等)

第12条 乙は、管理業務の実施に当たり、甲が別に示す橿地区交流センターの備品台帳の備品を使用することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- 3 乙は、第1項の備品が第三者の行為、経年劣化その他乙の責めに帰することができない理由により管理業務の用に供することができなくなったときは、甲に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。
- 4 前項の場合において、甲が必要と認めるときは、当該備品の代替となる物を甲の負担で調達するものとする。
- 5 第1項の備品以外で、管理業務の実施上必要な備品の調達、更新、整備等については、乙が行うことができる。この場合において、当該費用は乙の負担とする。

(文書の管理等)

第13条 乙は、管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（以下「文書等」という。）について、常にその処理経過を明らかにし、適正に管理しなければならない。

- 2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、管理業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。
- 3 乙は、甲と協議の上、文書等の保存期間を定めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により定めた文書等の保存期間が満了したときは、甲と協議の上、当該文書等の廃棄の要否を決定し、廃棄する場合においては、破碎、熔解、焼却その他甲の認める方法により、当該文書等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託の禁止)

第14条 乙は、管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかるわらず、乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。
- 3 乙が前項の規定により管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合において、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じる損害の賠償に係る費用又は増加する費

用については、すべて乙が負担するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この協定から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(事故等の未然防止)

第16条 乙は、管理物件について事故等による被害が予想される箇所等を事前に発見するよう努めるとともに、発見した場合は、速やかに被害を未然に防ぐための措置を講じるとともに、甲に状況を報告し、甲の指示を受けなければならない。

(緊急時の対応等)

第17条 乙は、橿地区交流センターの利用者又は管理物件に、事故や災害等（以下「事故等」という。）の緊急事態が発生した場合には、速やかに適切な応急措置を講じるとともに、甲に状況を報告し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 乙は、事故等が発生した場合には、甲の指定する期日までに事故等の再発を防止するための改善報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の改善報告書について、不十分だと認めるときは、必要な改善策を指示することができる。

(暴力団等からの不当介入に係る報告等)

第18条 乙は、管理業務の実施に当たり、宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）から妨害又は不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、その旨を所轄の警察署に通報するとともに、甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、第14条第2項の規定により管理業務の一部の委託又は請負（以下「委託等」という。）を受けた者が、暴力団等から不当介入を受けたときは、速やかに、その旨を所轄の警察署に通報するよう当該委託等を受けた者に対し指導するとともに、甲に報告しなければならない。

(事業計画書の提出)

第19条 乙は、各年度の10月末日までに、当該年度の翌年度に係る事業計画書を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 管理運営の体制
 - (2) 当該施設の利用者の安全管理体制
 - (3) 事業の概要及び実施時期
 - (4) 管理業務の実施に関する経費の収支予算
 - (5) その他甲が必要と認める事項
- 3 甲は、第1項の事業計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。
- 4 乙は、甲に提出した第1項の事業計画書の内容を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(決算書等の提出)

第20条 乙は、自己の各事業年度の決算が確定したときは、速やかに法人の決算書及び関係書類（法人でない場合にはこれに準ずる書類）を甲に提出しなければならない。

(業務報告書の提出)

第21条 乙は、毎月10日までに、前月の業務報告書を甲に提出するものとする。

- 2 前項の業務報告書に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 橿地区交流センターの利用状況

- (2) 実施した事業の内容及び実績
- (3) その他甲が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第22条 乙は、毎年度終了後60日以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 横地区交流センターの利用状況
- (3) 使用料の収入の実績
- (4) 管理業務の実施に係る収支決算
- (5) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、管理業務に係る収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に管理業務に係る経理状況を明らかにしておかなければならない。

4 乙は、甲が年度途中において指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部を廃止した場合には、指定が取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(実地調査等)

第23条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対して必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は指示することができる。

(指定の取消し等)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 管理業務の実施に際し、不正な行為があったとき。
 - (2) 甲に対し、正当な理由なくこの協定に基づく報告を拒み、又は調査に応じないとき。
 - (3) 甲に対し、虚偽の報告を行い、又は甲の指示に従わないとき。
 - (4) 管理業務を適正に履行せず、又はこの協定の内容に違反したとき。
 - (5) 乙の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
 - (6) 乙が、他の団体との合併その他の事由により、乙が指定管理者の指定を受けた時に比較して、団体としての同一性を失ったと認められるとき。
 - (7) 乙が、違法行為を行ったときその他乙に管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と認められるとき。
 - (8) 乙が、横地区交流センター整備運営事業募集要項に定める申請の資格要件を満たさなくなつたとき。
 - (9) 前各号に定めるもののほか、乙が管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 甲は、乙が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- 3 第1項の規定による指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止によって生じた乙の損害については、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。
- 4 第1項の規定による指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止により甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(業務の廃止等)

第25条 甲は、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、甲は、当該管理業務を廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

2 前項の規定により、管理業務の全部又は一部が廃止された場合における損失の補償については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(管理業務が継続困難となった場合の措置等)

第26条 乙は、天災、事故その他やむを得ない事由により管理業務の全部若しくは一部の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲に対して状況を報告し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 前項の規定に基づく措置に伴い生じる損失の補償その他の経費の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(管理業務の引継ぎ)

第27条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、管理業務が円滑に実施されるよう、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定した者に対して管理業務の引継ぎを行わなければならない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに関し必要な事項については、別途協議するものとする。

(文書等の引継ぎ)

第28条 乙は、指定期間が満了したとき、指定管理者の指定を取り消されたとき、又は管理業務が廃止されたときは、速やかに、文書等のうち保存期間が終了していないもの又は甲の指示したものを甲又は甲の指定する者に引き継がなければならない。

(管理物件等の引渡し)

第29条 乙は、指定期間が満了したとき、指定管理者の指定を取り消されたとき、又は管理業務が廃止されたときは、甲が指定する期日までに、自己の負担において管理物件を原状に回復した上で、備品等と併せて甲又は甲が指定した者に対して引き渡さなければならない。

- 2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状回復の義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲が要した費用を負担しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、あらかじめ甲の承認を得たときは、乙は管理物件の全部又は一部の原状回復を行わずに、別に甲が指定する状態で管理物件を引き渡すことができるものとする。

(損害賠償)

第30条 乙は、管理業務の実施に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、管理業務の実施に当たり、自己の責めに帰すべき事由により穂地区交流センターの利用者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、損害を受けた穂地区交流センターの利用者その他の第三者の請求があった場合において、甲が損害を賠償したときは、乙は甲に対して当該賠償額に相当する額を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第31条 乙は、管理業務に関して知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務が廃止されたときも、同様とする。

- 2 乙は、第14条第2項の規定により、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、当該第三者に対し、前項に規定する義務と同等の義務を負わせなければならない。

(個人情報の保護)

第32条 乙は、橿原地区交流センターの管理業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たって、別記○個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第33条 乙は、管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が保有しているものについては、乙が定める情報公開に関する規程に基づき開示するものとする。

2 乙は、前項に規定する情報公開に関する規程を定めるに当たっては、甲と協議するものとし、当該規程を変更しようとするときも、同様とする。

(法人格の変更等の事前報告)

第34条 乙は、他の団体との合併その他の事由により、乙が指定管理者の指定を受けた時に比較して、団体としての同一性を失う可能性があると認めるときは、甲に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第35条 乙は、定款、名称、主たる事務所の所在地、代表者その他の重要な事項の変更等を行ったときは、甲に対し、速やかに、その旨を届け出なければならない。

(協定の変更)

第36条 管理業務の実施に関し、特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定の規定を変更することができるものとする。

(請求等の方法)

第37条 この協定及び年度協定に関する甲乙間の請求、通知、報告、承認、取消し等については、原則として書面により行うものとする。

(協議)

第38条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 宮崎市橋通西一丁目1番1号
宮 崎 市
宮崎市長 清山 知憲 印

乙 ○○市○○町○○番地
○○○○
代表者 氏 名 印